



三重県公報

令和3年11月5日(金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
41	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(デジタル戦略企画課)	2
42	三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例	(少子化対策課)	4
43	三重の木づかい条例の一部を改正する条例	(森林・林業経営課)	5

公布された条例のあらまし

- ◎ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第41号)
 - 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例の規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例(条例第42号)
 - 1 三重県安心こども基金の設置の目的を達成するための一部の事業の実施期限の延長に鑑み、条例の有効期限等についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重の木づかい条例の一部を改正する条例(条例第43号)
 - 1 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

令和三年十一月五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三重県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 三重県個人情報保護条例(平成十四年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(訂正請求に対する措置) 第三十三条 (略) 2 3 4 (略) 5 実施機関は、第一項の決定が情報提供等記録の訂正である場合において、必要があると認めるときは、 <u>内閣総理大臣及び番号法第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)</u> に対し、訂正の内容を通知しなければならない。	(訂正請求に対する措置) 第三十三条 (略) 2 3 4 (略) 5 実施機関は、第一項の決定が情報提供等記録の訂正である場合において、必要があると認めるときは、 <u>総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)</u> に対し、訂正の内容を通知しなければならない。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)

<p>第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第九条第二項に基づく個人番号の利用及び番号法第十九条第十一号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第五条 番号法第十九条第十一号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第九条第二項に基づく個人番号の利用及び番号法第十九条第十号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第五条 番号法第十九条第十号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 （略）</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十一月五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十二号

三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例

三重県安心こども基金条例（平成二十一年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (条例の効力)</p> <p>2 この条例は、<u>令和七年三月三十一日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。 (経過措置)</p> <p>3 前項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、<u>令和七年六月三十日</u>（同日までに当該精算が完了した場合にあつては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (条例の効力)</p> <p>2 この条例は、<u>令和六年三月三十一日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。 (経過措置)</p> <p>3 前項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、<u>令和六年六月三十日</u>（同日までに当該精算が完了した場合にあつては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重の木づかい条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十一月五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十三号

三重の木づかい条例の一部を改正する条例

三重の木づかい条例（令和三年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 森林の有する多面的機能 森林の有する県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。</p> <p>四 公共建築物 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第二項に規定する公共建築物をいう。</p> <p>五〜九 (略)</p> <p>(県と市町との協働)</p> <p>第十一条 県は、市町が木材利用の推進に必要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第五条に規定する責務を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、その整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 森林の有する多面的機能 森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。</p> <p>四 公共建築物 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）第二条第一項に規定する公共建築物をいう。</p> <p>五〜九 (略)</p> <p>(県と市町との協働)</p> <p>第十一条 県は、市町が木材利用の推進に必要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに公共建築物等木材利用促進法第四条に規定する責務を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、その整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする。</p>

<p>2 (略)</p> <p>第十二条 知事は、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木材利用方針を定めるものとする。この場合において、木材利用方針は、<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> <u>第十一条第一項</u>に規定する県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針として定めるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第十二条 知事は、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木材利用方針を定めるものとする。この場合において、木材利用方針は、<u>公共建築物等木材利用促進法</u> <u>第八条第一項</u>に規定する県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針として定めるものとする。</p>
<p>2 前項の木材利用方針（以下単に「木材利用方針」という。）においては、<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> <u>第十一条第二項</u>に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p>	<p>2 前項の木材利用方針（以下単に「木材利用方針」という。）においては、<u>公共建築物等木材利用促進法</u> <u>第八条第二項</u>に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p>
<p>3 (略)</p> <p>4 木材利用方針において定める<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> <u>第十一条第二項第二号</u>の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 木材利用方針において定める<u>公共建築物等木材利用促進法</u> <u>第八条第二項第二号</u>の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の三重の木づかい条例第十二条第一項の規定により定められている木材利用方針は、この条例による改正後の三重の木づかい条例第十二条第一項の規定により定められた木材利用方針とみなす。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
